

平成20年（2008年）紀北町6月定例会会議録

第 1 号

招集年月日 平成20年6月10日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成20年6月10日（火）

応 招 議 員

2番	中村健之	3番	近澤チヅル
4番	家崎仁行	5番	川端龍雄
6番	北村博司	7番	玉津 充
8番	尾上壽一	9番	平野倅規
10番	岩見雅夫	11番	入江康仁
12番	平野隆久	13番	島本昌幸
14番	中本 衛	15番	中津畑正量
16番	東 澄代	17番	松永征也
18番	垣内唯好	19番	奥村武生
20番	東 清剛	21番	谷 節夫
22番	世古勝彦		

不応招議員

1番 東 篤布

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	副 町 長	紀平 勉
収 入 役	川端清司	総 務 課 長	川合誠一
財 政 課 長	塩崎剛尚	危機管理課長	中原幹夫
企 画 課 長	中場 幹	税 務 課 長	平谷卓也
住 民 課 長	谷口房夫	福祉保健課長	五味 啓
環境管理課長	倉崎全生	産業振興課長	中村高則
建 設 課 長	山本善久	水 道 課 長	村島成幸
出 納 室 長	長野季樹	紀伊長島総合支所長	橋本樹徳
教育委員長	喜多 健	教 育 長	小倉 肇
学校教育課長	世古雅則	生涯学習課長	家崎英寿

職務の為出席者

事 務 局 長	中野直文	書 記	脇 俊明
書 記	上野隆志	総務課長補佐	工門利弘

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

9 番 平野倅規 10番 岩見雅夫

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

**議長**

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。

なお、1番 東篤布君より、所用のため欠席との連絡を受けております。

11番 入江康仁君より、少し遅れるということで、連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

**議長**

議会が成立いたしましたので、これより平成20年6月紀北町議会定例会を開会いたします。

会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承をください。

なお、今期定例会においては議会放送番組収録のため、ZTV及び企画課職員によるテレビ撮影等を許可することにいたします。

ここで議案に関する資料についての差し替えをお願いしたいと思います。報告第5号 財団法人開発公社に関する報告の資料の中で誤りがありますので、差し替えをお願いするものであります。図面に記載された資産位置図の名称が償却資産位置図となっておりますが、これは棚卸資産位置図が正しい名称であります。また、そのほか住所表記等についても正しい住所表記に改めさせていただきます。議題になる前でありますので、議長において許可することにし、新たに資料を配布させていただきましたので、訂正につきご了承賜りますようお願い申し上げます。

それでは会期日程並びに議事日程を朗読いたさせます。

中野議会事務局長。

**中野直文議会事務局長**

(会期日程・議事日程朗読)

**議長**

これより本日の会議を開きます。

---

## 日程第 1

議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

9 番 平野倅規君

10番 岩見雅夫君

のご両名を指名いたします。

---

## 日程第 2

議長

次に、日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日 6 月10日から 6 月20日までの11日間にいたしたいと思いますが、  
ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から 6 月20日までの11日間とすることに決定いたしました。

---

## 日程第 3

議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る6月4日に議会運営委員会が開催され、今期定例会に係る運営等について協議をいただき、すでに配布済みのおり確認をいたしておりますので、ご報告を申し上げます。

まず、定例会に提出され受理した案件は、諮問2件、一般議案6件、報告5件の計13件であります。また、請願1件、陳情2件を受理しております。

なお、三重県ふるさと振興協議会会長の柏木廣文氏から、新過疎対策法の制定を求める意見書の議決についての依頼がきております。現行の過疎地域自立促進特別措置法は、平成22年3月末をもって失効することになります。よって、引き続き過疎地域の振興が図られるよう新たな法律の制定を求めるものであります。議運での協議においては、意見書案の提案について、まず総務財政常任委員会で協議をしていただくということで確認をいたしております。総務財政委員長に対し協議をしていただくようお願いすることといたします。なお、協議の結果、委員会で提案しないというようなことになれば、議員提案という形でお願いすることになろうかと思っております。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査についてであります。平成19年度普通会計の2月から4月分と、平成20年度の普通会計の4月分、平成19年度水道事業会計の2月分について、それぞれ監査委員より報告を受けております。報告書は議会図書室に保管してありますので、ご覧ください。

次に、一部事務組合関係についてであります。紀北広域連合の連合長並びに副連合長については、構成する団体の長による協議の結果、連合長に紀北町長が就き、副連合長に尾鷲市長が就くことに決定いたしました。また、組合議会の開催予定であります。日時は確定していませんが、やすらぎ苑組合議会が開催される予定となっております。日時が決定いたしましたら、早急にご報告させていただきますので、出席方よろしくお願い申し上げます。

次に、議長会関係についてであります。6月3日に開催され、理事会において正副会長、監査委員の選挙が行われ、会長に飯田徳昭氏、朝日町議会議長が再任され、副会長に森島啓之氏、明和町議会議長と、小林一則氏、玉城町議会議長が就任することに決定いたしました。監査委員については私が再任されたことを報告いたします。

また、理事会において、各町議会から提出された平成21年度の国・県に対する要望事項について、事務局から報告のあと原案のおり決定をいたしました。

以上が理事会の内容であります。関係資料は各議員の棚に配布させていただいておりますので、ご覧ください。

次に、地方自治法第 121条の規定により、提出案件説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、奥山町長はじめ、喜多教育委員長、その他関係課長等の出席がありましたので、報告いたします。

次に、四條畷市との交流についてであります。友好都市の関係をいただいて以後、2年ごとに議員の交流を行っており、昨年は参議院選挙と重なったため中止になりました。四條畷市市議会では議員の選挙が行われ、新たに当選された議員もあることから、是非とも今年、紀北町に伺いたいという申し出がありました。日程については7月26日、27日の両日であり、交流内容については議会事務局同士で調整を行い、できるだけ早く報告させていただきますので、ご多忙なおりと存じますが、ご協力のほどお願い申し上げます。

次に、議会運営委員会での確認事項についてであります。まず一般質問に関しては、通告書の受付の締め切りは、定例会初日の午後5時までということであります。質問の要旨については具体的に記載していただき、答弁を求める者、資料を要求される方は必ず記載しておいてください。質問の持ち時間は30分以内とし、残り時間の周知方法については、持ち時間が残り5分となったときに、事務局長の机の前に黄色のカードを上げ、質問者に対し周知することにいたします。

次に、委員会室での傍聴についてであります。2月5日に開催された議会運営委員会において、委員の中から質問に対し、肝心なところに明解な答弁がないということが度々ある。町長も答弁しにくいときは、担当職員を控室に待機させておき、できるだけ議事が円滑にいくよう工夫したらどうかと思う。意味のない暫時休憩が多いという指摘があり、その旨を執行機関に対し申し伝えをいたしております。そのことで執行機関から委員会室での傍聴の要請があり、議運で協議をした結果、今期定例会から本会議における質疑や一般質問に対し、適切な答弁を行い、円滑な議事運営を図るため、3階の委員会室にスピーカーを設置し、委員会室での職員の傍聴を許可することで、了承をいたしました。

傍聴については、委員会室での傍聴心得を設けて管理をしております。あくまでも質疑や質問に対し、円滑なる議事運営を図るための補助者としての職務を行うことが目的であります。関係職員以外の者の委員会室での傍聴は許可いたしません。何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、会議における服装についてであります。6月1日から9月30日までの期間で、地球温暖化防止と省エネルギー対策の一環として、会議においてクールビズを実施することに決定いたしました。ただし、本会議では背広ネクタイを着用し、常任委員会や全員協議会等の

会議においては、クールビズを実施することであります。

次に、意見書案提出に関する陳情書であります。合資会社緑源から過剰な農薬取締法により、植物からなる農業用有機資材を締め出す不法な行政指導の改善を求める意見書提出に関する陳情書が提出されました。議運での決定は全議員に配布することとし、その趣旨に賛同される議員でもって、意見書案を提案することで確認されております。提案される場合は委員会付託の関係もありますので、なるべく初日の委員会付託が行われるまでに提出いただきますようお願い申し上げます。

また、三重県農水商工部長並びに生活部長の連名でもって、女性農業者の農業委員への登用についての要望書がきております。各議員の棚に配布させていただいておりますので、ご覧ください。

次に、自治会連合会役員との懇談についてであります。今後の懇談のあり方については、全議員でもって協議をいたしたいと思っております。日程については早急に調整を行い、報告をさせていただきますと思っておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

なお、自治会側から要望のあった河川の被害状況調査については、5月28日に産業建設常任委員会が視察を実施いたしました。往古川と船津川の2カ所を視察し、残りは日を改めて実施する予定であります。

最後に、常任委員会の開催についてであります。常任委員会の開催日は11日、12日、13日の3日間を予定しております。委員会付託の際、開催日の報告をいたしたいと思っておりますので、休憩時間に調整を図っていただきますよう、各委員長よろしくようお願い申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4

#### 議長

次に日程第4 行政報告につき町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

奥山町長。

奥山始郎町長

おはようございます。本日は定例会の開催要請をさせていただきましたところ、多数のご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

早速ですが、本議会定例会にあたりまして、4件の行政報告をさせていただきます。

まず1点目は、平成19年度における各会計別の決算額及び繰越額が確定しましたので、ご報告申し上げます。お手元に配布いたしました資料をご覧ください。

一般会計につきましては、歳入が92億 1,607万 2,145円、歳出は88億 9,757万 9,290円、歳入歳出差引額で3億 1,849万 2,855円、このうち繰越明許費及び事故繰越しにより翌年度へ繰越すべき財源 3,320万 8,000円を差し引いた実質収支が、2億 8,528万 4,855円となりました。

特別会計における繰越額は、国民健康保険事業特別会計で1億 1,042万 6,900円、老人保健特別会計で5,901万 489円、簡易水道事業特別会計で2,664万 567円、介護サービス事業特別会計で1,499万 4,438円となっております。

水道事業会計では、収益的収支の収入支出差引額が4,767万 8,118円で、このうち消費税相当額 315万 6,405円を差し引いた純利益は4,452万 1,713円となりました。

資本的収支では、収入支出差引額が2億 993万 2,067円の不足となりましたが、この不足分を損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

続いて2点目は、水道料金の滞納整理であります。本年3月末時点での滞納者は一般家庭と事業所合わせて約1,600戸、滞納額は約6,200万円に上っております。これまで行政放送や町広報により納付の啓発に努めるとともに、督促状や催告状を送付して支払いをお願いしているところであります。

しかし、支払いしていただけない方や、納付誓約書の提出もしていただけない方には、給水停止措置も考えております。給水停止の執行にあたりましては事情を調査して、慎重に対応してまいりますし、状況に応じ水道課職員が納付の相談や集金に訪問させていただきますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

なお、水道料金の時効の対応は、滞納は私法上の金銭債権であるとして、民法173条第1号により2年で消滅時効にかかることとされております。債権の消滅は時効の援用を要するものとされており、援用しない限り債権は消滅いたしません。また、時効の中断には民法第147条第3号により滞納者の支払いの意思を確認したうえで、納付誓約書の提出を求め、時効の中断を図ります。いずれにいたしましても自ら使用した水道使用料金ですので、根気よく説得し納付していただくよう努めてまいります。



次に3点目は、損害賠償請求事件であります。さきの5月15日の全員協議会におきまして、これまでの経過をご報告させていただきましたが、代理人の楠井法律事務所を通じて、浜千鳥リサイクルが名古屋高裁に即時抗告をしております訴訟救助申立事件の抗告に反論する上申書を、6月4日付けで名古屋高裁に提出いたしました。

なお、上申書の内容につきましては、高裁で審理が進められておりますので、現時点での公表を差し控えさせていただきますと思いますので、よろしくご理解ください。

最後に、県外からの企業進出に関するご報告をいたします。

以前より協議を進めておりました、兵庫県尼崎市の大阪削鯉株式会社が、町内紀伊長島区の江ノ浦湾に面した加田地内の横城地区に工場を立地することを決定され、去る6月6日に三重県の立会いのもと本町と工場立地に関する基本協定を締結いたしました。

工場建設計画の概要は、長島町漁業協同組合所有の用地約1,572㎡に、延べ床面積約563㎡の工場を建設し、削り節の原料を製造するもので、主に地元で水揚げされた魚を使用していただけのようであります。

なお、操業開始目標は、平成21年4月で、操業開始時には地元から約10名程度を雇用していただけるとお聞きしております。

以上、4件を報告いたしまして、6月定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。

**議長**

以上で行政報告を終わります。

---

## 日程第5～日程第6

**議長**

これより議案に審議に入ります。

お諮りいたします。

日程第5と日程第6の2件については、人事案件であるため、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議での審議といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## 議長

異議なしと認めます。

したがって、本案件2件については、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定いたしました。

お諮りいたします。

人事案件2件については、提案者より提案理由の説明、並びに内容説明を求めるため、一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## 議長

異議なしと認めます。

したがって、一括議題とすることに決定いたします。

それでは、提案者より一括して提案理由の説明を求めます。

町長。

## 奥山始郎町長

それでは、本議会定例会に上程いたしました人事案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

であります。平成13年7月から旧海山町において人権擁護委員として、また、合併後の紀北町におきましても同委員として、その職務にご尽力いただいております玉津弘氏が、本年2月29日をもって退任されましたので、新たに海山区相賀878番地、横江浩純氏を推薦いたしたく諮問するものであります。

なお、玉津弘氏におかれましては、長きにわたり人権擁護委員としてご活躍されましたことに対しまして、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

であります。現人権擁護委員の森本巖氏が本年9月30日をもって任期満了となります。同氏におかれましては、平成5年8月から合併まで旧海山町において同委員として、合併後の紀北町におきましても同委員として、その職責を全うされ、ご尽力をいただいております。

つきましては、引き続き同氏を推薦いたしたく諮問するものであります。

以上が、人事案件でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

以上で提案理由の説明を終わります。

これより各議案に対する質疑を行います。

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑をされる方はございませんか。

北村議員。

6番 北村博司議員

2件合わせてなんですが、よろしい。

お二方とも宗教家なんですが、特段の理由があるのか、宗教家から選べとしているのか、あるいは、ほかの宗教の信仰する人からクレームがつくこと、心配ないかどうかだけ確認しておきます。

議長

町長。

奥山始郎町長

神職並びに僧職に就いておられますと、諸有（しょう）ともですね、人格識見ともに皆様のご容認をいただけるものと確信をいたしております。ほかの宗教団体からの反論は今のところございません。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

以上で質疑を終了いたします。

---

議長

次に、日程第6 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑をされる方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終了いたします。

---

議長

諮問案件に対し、議会として答申の意見を調整するため、ここで5分間、暫時休憩いたします。

(午前 9時 58分)

---

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 03分)

---

議長

これより討論、採決に入ります。

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

入江議員。

## 11番 入江康仁議員

賛成討論させていただきます。この私はこの人権擁護委員の推薦についてのね、この横江さんに対しては、意見はどうかのと個人的にはないんですけど、やはりさきほど北村議員が言われたように、質問の中であった神職にあたる宗教的なとこにあたるというところですね、町長の答弁は今のところないということなんですけど、これはあくまでも、やはり町長の答弁に気づけていただきたいのは、やはり今この推薦に対してはですね、誰も知らないわけですわね。我々議員の中であると思っているんです。

だから、今ないというようなやはり答弁は私はちょっとおかしいのじゃないかなということで、この人選に対しては私はとにかく言うつもりはないけど、町長の答弁は、さきほど議長がですね、議会運営を滞りなくやるためには、町長の答弁もという注意を受けながらの中の答弁でありますので、これを町長にしっかりですね、今から始まる議会ですので、気づけて答弁をやっていただきたい。この擁護推薦については私は賛成いたします。以上です。

### 議長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、適任という意見を付して答申することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

### 議長

挙手全員です。

したがって、諮問第1号については適任という意見を付して答申することに決定いたしました。

---

### 議長

次に、日程第6 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

次に、原案に賛成者の方の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、適任という意見を付して答申することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

議長

挙手全員です。

したがって、諮問第2号については適任という意見を付して答申することに決定いたしました。

---

## 日程第7～日程第12

議長

お諮りします。

日程第7 議案第34号から日程第12 議案第39号までの6件について提案理由並びに内容説明を求めるため一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、日程第7から、日程第12までの6件については一括議題とすることに決定いたします。

それでは提案者より、一括して提案理由の説明を求めます。

奥山町長。

奥山始郎町長

さきほどの人事案件につきまして、ご同意をいただきありがとうございました。

引き続きまして、各議案の提案理由について、ご説明申し上げます。

#### 議案第34号 紀北町手数料条例の一部を改正する条例

本議案につきましては、戸籍法等の改正に伴い、現在の戸籍事項の証明手数料免除の根拠法について、現在、20項目にわたり個別に規定している部分を、法改正等に迅速に対応できるように包括的な規定に変更するにあたり、本条例の一部を改正しようとするものであり、議会の議決を求めるものであります。

#### 議案第35号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

であります。三重県における福祉医療費助成制度の改正により、福祉医療費のうち、障害者においては精神障害者の等級が1級の方も通院のみ対象になったこと、乳幼児医療費が通院、入院にかかわらず就学前までを対象とすることになったこと等に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

#### 議案第36号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

であります。非常勤消防団員等にかかる損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が本年3月26日に公布されたことに伴い、補償対象者の明確化、及び補償基礎額を変更するにあたり、本条例の一部を改正する必要性が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

#### 議案第37号 東紀州農業共済事務組合の規約変更に関する協議について

であります。東紀州農業共済事務組合の事務所を、熊野市井戸町670番地1から熊野市井戸町450番地1に移転したことに伴い、同組合規約の一部を変更することについて、構成団体と協議する必要性が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

#### 議案第38号 紀北町地域産物展示販売施設条例を廃止する条例

であります。お魚らんど海山につきましては、これまで議員の皆様にも種々ご議論いただいたところであります。高速道路建設にかかる支障移転のため、お魚らんどを廃止するにあたり、本条例を廃止する必要性が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

#### 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて

であります。地方税法の一部を改正する法律が平成20年4月30日に可決成立し、公布されたことに伴いまして、紀北町税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により同日付けで、本条例の一部を改正する条例の制定について専決処分をいたしましたので、同法同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

以上、6議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明いたさせます。何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

## 議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

続いて議案の内容説明を求めます。

議案第34号、35号についての内容説明を求めます。

谷口住民課長。

## 谷口房夫住民課長

議案第34号 紀北町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。議案書の6ページをご覧ください。

議案第34号 紀北町手数料条例の一部を改正する条例

紀北町手数料条例（平成17年紀北町条例第76号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成20年6月10日提出

紀北町長 奥山始郎

## 提案理由

戸籍法等の改正に伴い、本条例の一部を包括的な規定に改正し、法改正等に迅速に対応するためというものでございます。

改正内容でございますが、手数料につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に基づき、条例で指定しておりますが、今回、戸籍法の改正に伴いまして、この政令が改正されましたので、本条例を改正するというものであります。

その改正の仕方でございますが、現行の規定では法律の新設、改正等がある度に条例改正を行う必要があることから、包括的な規定に改正し、法改正等に迅速な対応をしようとするものであります。改正箇所につきましては新旧対照表で説明させていただきます。

議案書の8ページをご覧ください。

第6条第2項の改正であります。改正前の条例では、戸籍事項の証明手数料免除の根拠法として、第1号の労働者災害補償保険法から、第20号までの20項目にわたり個別に規定しておりますが、町長は法律で定めるところにより無料で証明を行うことができるとされるものから、証明書の交付の請求があった場合は、当該法律に規定する者の戸籍に関し、無料で証明を行うものとする改めるものでございます。



次に、9ページをご覧ください。

第2条関係の別表の改正であります、太枠のところがございます。届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法第48条第2項の書類を、戸籍法の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明又は届出その他町長の受理した書類に。

また、一番下の太枠のところがございますが、戸籍法第48条第2項の書類を、戸籍法の規定に基づく届出その他町長の受理した書類に改めるものであります。

これらの改正はいずれも法律の新設、改正等がある度に条例改正を行う必要があることから、手数料免除の根拠法や法律の条項を削除した包括的な規定に改正し、法改正等に迅速に対応しようとするものであります。

この条例の施行時期でございますが、9ページの附則にも記載のとおり、公布の日から施行するというものでございます。

以上で、議案第34号の内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 谷口房夫住民課長

続きまして、議案第35号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。議案書の10ページをご覧ください。

議案第35号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

紀北町福祉医療費の助成に関する条例（平成17年紀北町条例第78号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成20年6月10日提出

紀北町長 奥山始郎

#### 提案理由

三重県における福祉医療費助成制度の改正に伴い、本条例の一部を改正するというものでございます。

条例の改正内容の説明の前に、今回の三重県の福祉医療費助成制度の改正内容を説明させていただきます。改正点は3点ありまして、1点目は対象となる障害の方ですが、障害等級1級の精神に障害のある方につきまして、これまでは助成の対象外でありましたが、対象となったというものであります。ただし、医療費の対象ですが、通院にかかる医療費のみとなっております。

2点目は、乳幼児の医療費の助成対象ですが、これまでは通院では4歳未満まで、入院では就学前の者だけでありましたが、通院、入院にかかわらず就学前までのすべての乳幼児の

医療費が助成の対象となりました。

3点目は、住民税の非課税世帯における入院時の食事療養費であります。これまで助成の対象でありましたが対象外となりました。時期でございますが、本年の9月1日から施行するというものであります。

以上が、三重県における福祉医療費の助成制度の改正内容でございますが、本条例の改正はこの助成制度の改正を反映したものとなっております。

本条例の改正内容ですが、新旧対照表でご説明のさせていただきます。12ページをご覧ください。右側が旧、左側が新であります。またアンダーラインが改正部分であります。

第1条と第2条第1項、また同条同項第4号の改正ですが、心身だけでなく精神に障害のある方も対象になったことによる改正であります。

同条第6項の改正でございますが、乳幼児の医療費につきましては通院、入院にかかわらず就学前までのすべての者が対象となったことにより、削除するものでございます。

第7項では、条例整備におきましては条例施行規則の場合、条例においては規則とするのが適正であるため、紀北町福祉医療費の助成に関する施行規則を規則に改めるというものでございます。

第8項第1号の改正は、入院時の食事療養費は今回の改正で助成の対象外となったことにより、削除するというものでございます。

また、これらの改正によりまして、第7項から第11項までをそれぞれ1項ずつ繰り上げるというものでございます。

第4条第1項の改正は、乳幼児医療費の助成の対象が就学前までのすべての乳幼児となったことによりまして、第2条第6項の定義を削除することにより、このただし書きが必要でなくなりましたので、削除するというものでございます。

13ページをご覧ください。第5条第1項の改正につきましても、入院時の食事療養費が今回の改正で助成の対象外となったことにより、削除するものであります。また同項第3号の改正は乳幼児にかかる医療費の助成の対象が入院、通院にかかわらず就学前まですべて対象となったことによること、さらには精神に障害のある方につきましては、通院にかかる医療費のみが対象となったことによる改正でございます。

第7条の改正につきましても、これまでは住民税の非課税世帯における入院時の食事療養費につきまして、助成の制限規定を設けておりましたが、今回の改正で入院にかかる食事療養費はすべて助成の対象外となったことにより、削除するというものでございます。

第8条につきましては、第4条第1項の改正と同じように、乳幼児医療費の対象が就学前までのすべての乳幼児となったことによりまして、ただし書きが必要でなくなったことによる改正であります。

また、第7条を削除することにより、第9条から第16条までをそれぞれ1条ずつ繰り上げるといふものでございます。

14ページをご覧ください。この条例の施行の時期でございますが、三重県のこの制度の改正の施行日に合わせまして、9月1日から施行するとさせていただきます。

以上で、議案第35号の内容説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いたします。

---

**議長**

ここで10時35分まで暫時休憩いたします。

(午前 10時 21分)

---

**議長**

休憩前に引き続き、再開いたします。

(午前 10時 35分)

---

**議長**

次に、議案第36号についての内容説明を求めます。

中原危機管理課長。

**中原幹夫危機管理課長**

それでは議案第36号をご説明いたします。

議案書の15ページをお願いいたします。

議案第36号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

紀北町消防団員等公務災害補償条例（平成17年紀北町条例第 149号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成20年 6月10日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成20年政令第68号）が本年 3月26日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

今回の改正内容は、公務員災害補償対象者をより明確にするとともに、補償基礎額を改正するものでございます。

それでは内容につきまして、新旧対照表でご説明をいたします。17ページをお願いいたします。右が旧条例、左が新条例でございます。補償基礎額第 5条第 3項中又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等の字句を、若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者に改めるものでございます。

次に、下のアンダーラインでございますが、扶養親族の補償額の改正でございます。200円を 217円に改め、（非常勤消防団員等に扶養親族でない第 1号に掲げる者がある場合にあっては、そのうち 1人については 217円の字句を削除するものであります。

附則の施行期日につきましては、この条例は平成20年 4月 1日から適用をいたします。

経過措置につきましては、同年 3月分以前の分については、従前のものと同じでございます。

以上でございます。どうぞよろしくご審議賜りますようお願いいたします。

**議長**

次に、議案第37号、38号について内容説明を求めます。

中村産業振興課長。

**中村高則産業振興課長**

議案第37号について、ご説明申し上げます。

議案書の18ページをお願いいたします。

議案第37号 東紀州農業共済事務組合の規約変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286条第 2項の規定により、東紀州農業共済事務組

合の規約の一部を別紙のとおり変更するための協議をすることについて、同法第 290条の規定により、議会の議決を求める。

平成20年 6月10日提出

紀北町長 奥山始郎

#### 提案理由

東紀州農業共済事務組合事務所移転に伴い、組合格約中の事務所の位置の変更を行うことについて協議する必要が生じたため議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、旧の事務所が昭和34年に建設され、50年を経過し老朽化していることから、今回新規の事務所を建設したことにより、組合格約中の事務所の位置を変更するものでございます。

なお、新規事務所は、敷地面積579.05㎡、床面積が159.88㎡、建設工事費として 2,999万9,550円でございます。敷地につきましては熊野市の市有地で無償でございます。また財源につきましては、東紀州建物共済推進協議会からの寄付金 3,000万円によるものでございます。

続きまして19ページをお願いいたします。東紀州農業共済事務組合の規約の変更に関する協議書（案）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286条第 2 項の規定により、東紀州農業共済事務組合格約（平成12年三重県指令市町村第1203号）の一部を変更する規約を、次のとおり定める。

#### 東紀州農業共済事務組合格約の一部を変更する規約（案）

東紀州農業共済事務組合格約（平成12年三重県指令市町村第1203号）の一部を次のように変更する。

第 4 条中「熊野市井戸町 670番地 1」を「熊野市井戸町 450番地 1」に改める。

附則 この規約は、公布の日から施行する。

20ページをお願いいたします。

東紀州農業共済事務組合格約の一部を変更する規約新旧対照表でございます。

右が旧規約、左が新規約でございます。下線の部分が規約の変更のところでございます。組合の事務所の位置として熊野市井戸町 670番地 1 から、熊野市井戸町 450番地 1 に変更するものでございます。

以上で、議案第37号の説明を終わります。どうぞよろしくご審議賜りますようお願いいたします。

## 中村高則産業振興課長

次に、議案第38号についてご説明申し上げます。

議案書の21ページをお願いいたします。

議案第38号 紀北町地域産物展示販売施設条例を廃止する条例

紀北町地域産物展示販売施設条例（平成18年紀北町条例第24号）を廃止する。

平成20年6月10日提出

紀北町長 奥山始郎

### 提案理由

紀北町地域産物展示販売施設「お魚らんど海山」を廃止するにあたり、本条例を廃止する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

続きまして22ページをお願いいたします。

### 紀北町地域産物展示販売施設条例を廃止する条例

紀北町地域産物展示販売施設条例（平成18年紀北町条例第24号）は廃止する。

附則 この条例は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

以上で、議案第38号の説明を終わります。どうぞよろしくご審議賜りますようお願いいたします。

## 議長

次に、議案第39号についての内容説明を求めます。

平谷税務課長。

## 平谷卓也税務課長

それでは、議案第39号、今回、平成20年地方税法の改正に伴う法律が平成20年4月30日に公布されたことに伴いましての改正でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。

お手元の議案書の48ページをお願いいたします。

新旧対照表では、資料の左のほうが新条例、右のほうが旧条例となっております。

それでは順を追って説明させていただきます。

48ページ、第19条の改正につきましては、個人町民税における公的年金からの特別徴収制度の導入に伴いまして改正するものであります。

続きまして、第23条第1項第4号及び第3項の改正につきまして、公益法人制度の改革に伴うものであります。

続きまして49ページから51ページにかけてでございます。第31条第2項の改正につきましては、公益法人制度改革に伴う改正であり、表中の均等割の税率は低額順に並び替えるものであり、税率についての改正はございません。

続きまして51ページお願いいたします。第31条第3項、ここでは改正前条例若しくは第4号を削除し、したがってを平仮名読みで文言の整理をするものであります。

続きまして、同じく51ページ、第33条第3項及び第5項の改正につきましては、個人住民税における寄付金の控除方式が変わることに伴いまして、新たに第34条の7が規定されたため、第34条の8から第34条の9に改めるものであります。

続きまして、同じく51ページ、第34条の2の改正につきましては、個人住民税における寄付金控除の改正により、所得控除の中から寄付金控除額を削除するものでございます。

続きまして、52ページから54ページにかけてでございます。第34条の7の寄付金税額控除につきましては、個人住民税における寄付金税制の拡充によりまして、新たに加えられたものであります。これまで寄付金は所得からの控除でございましたが、税額からの控除へと変わることに伴い、新たに規定するものでございます。

それから54ページ、次をお願いします。第34条の8第1項の改正につきましては、第34条の7に寄付金税額控除が規定されたことによる条項の整理でございます。

同じく54ページ、第34条の9第1項、第3項の改正につきましては、第34条の7に同じく寄付金税額控除が規定されたことによる、これも条項の整理でございます。

同じく54ページの下から2行目からなんですが、56ページにかけまして、第36条の2第1項、町民税の申告につきましては、申告における寄付金が所得控除からこれも税額控除に改められたことによる改正でございます。

続きまして56ページ、第38条第1項、個人の町民税の徴収方法につきましては、本条例に第47条の2第1項、第2項、第47条の5を規定したことによる条項の整備であります。

同じく56ページ、第41条の個人の町民税の納税通知書につきましては、本条例に第47条の6第1項を規定したことによるものでございます。

続きまして56ページから57ページにかけてでございますが、第44条、公的年金等にかかる個人の所得が特別徴収されることの改正に伴うものでございます。

それから57ページから58ページにかけてでございますが、第45条、第46条、第46条の2、第47条の1項、2項につきましても、第44条と同様に公的年金にかかる個人の所得が特別徴収されることの改正に伴うものでございます。

58ページから59ページにかけてでございます。第47条の2につきましては、個人町民税における公的年金受給者からの特別徴収制度の導入によりまして、新たに規定するものでございます。

それから59ページから61ページにかけまして、第47条の3につきましては、特別徴収義務者は年金保険者であることを、第47条の4では年金保険者は徴収した税を納入する義務を、第47条の5では特別徴収対象年金所得者の老齢年金給付が4月1日から9月30日までの間に支払われる場合は仮徴収するという規定をするものでございます。

それから61ページお願いいたします。第47条の6につきましては、特別徴収の方法によって徴収されなくなった場合は、普通徴収によって徴収するということを規定するものでございます。

同じく61ページから62ページにかけまして、第48条及び第50条につきましては、公益法人制度改革に伴いまして、見出しを改めるものでございます。

62ページの第51条第1項第4号につきましては、民法第34条における公益法人の認定者がかわることによる改正でございます。

同じく62ページから63ページにかけまして、第54条第5項につきましては、独立行政法人緑資源機構の解散に伴う名称変更によるものでございます。

それから63ページから64ページにかけまして、第56条につきましては、第51条第1項第4号と同様、民法34条における公益法人の認定者がかわることによる改正でございます。

それから64ページになりますが、第131条第4項につきましては、第54条と同じく独立行政法人緑資源機構の解散に伴う名称変更でございます。

続きまして64ページの下から3行目からになるんですが、附則に関する改正の説明をさせていただきます。附則第4条の2につきましては、公益法人の財産の寄付に関するを新たに規定したものでございます。

続きまして65ページお願いいたします。第5条第3項につきましては、第34条の7に寄付金控除が規定されたため、条項の整理をするものでございます。

それから65ページから66ページにかけまして、第6条第3項につきましては、租税特別措置法の制定等法律番号がすでに制定、附則第2条の2第1項に明記されているために、下線部分を削除するものであります。

66ページ、第7条第2項の個人の町民税の配当控除につきましては、外国税控除、旧は34条の7でしたが、を新たに控除の対象とするものでございます。



それから66ページ同じく、第7条の3第2項、3項につきましては、税源移譲の関係で20年度から住宅借入金等特別税額控除が所得税のほか一部住民税からも控除されることに伴う改正でございます。

それから66ページから一番最後になると思いますが、67ページにかけまして、第7条の4につきましては、個人町民税における寄付金控除が所得控除から税額控除へと改正されることに伴うものでございます。

それから、同じく67ページから69ページにかけまして、第8条第1項につきましては、免税対象飼育牛の売却について、平成24年度まで特例措置が延長されたことによる改正でございます。

それから69ページから70ページにかけまして、第10条の2につきましては、本文中の条項の変更によるものでありますが、今回、住宅の省エネ化を促進するため、既存住宅の省エネ改修工事を行った場合に翌年度分の固定資産税の税額から3分の1を減額する措置の創設や、高齢者向け優良賃貸住宅耐震改修された高齢者住宅等に関して減免措置を規定したものであります。

続きまして、70から71ページにかけてでございますが、第10条の3、第1項第2号につきまして、第10条の2と同様に減免措置の申告に関するものでありまして、条項の整理によるものでございます。

71ページから73ページにかけまして、第16条の3の上場株式等にかかる配当所得にかかる町民税の課税の特例でございます。これにつきましては証券税制の改正に伴い、新たに規定するものでございます。

それから73ページをお願いします。第16条の4第3項第2号につきましては、寄付金税額控除の規定が設けられたことによる条項の整備でございます。

73ページから74ページにかけまして、第17条第3項第2号の長期譲渡所得にかかる個人の町民税の課税の特例につきまして、条項の整理に伴うものでございます。

それから73ページをお願いします。第16条の4第3項第2号につきましては、寄付金税額控除の規定が設けられたことによる条項の整備でございます。

それから74ページ、第18条第5項第2号のこれも短期譲渡所得にかかる個人の町民税の課税の特例につきまして、これも条項の整理に伴うものでございます。

それから74ページから75ページにかけまして、第19条第1項につきまして、上場株式の譲渡益にかかる軽減税率の適用期限の延長の期間が、平成20年12月31日で失効するため、条項

の整理をするものでございます。

それから75ページから76ページにかけまして、第19条の2第2項、これにつきましては特定管理株式が価値を失い、損失が生じた場合の口座への記録等を明記したことに伴う改正でございます。

それから同じく76ページ、第19条の3につきましては、平成21年1月2日以降に失効するため、削除するものでございます。

76ページから77ページにかけまして、第19条の5第1項及び第2項につきましては、平成22年1月1日以後に町民税の所得割の納税義務者が交付を受ける配当所得について適用される規定でございます。

それから77ページから79ページにかけまして、第19条の6第1項から7項につきまして、第16条の3で上場株式等の配当所得の規定がされたことに伴い改正されますが、平成22年度以後の年度分の個人町民税について適用され、21年度分までは従前どおりであります。

それから79ページから81ページにかけましてですが、第20条第1項から第4項につきまして、平成22年4月1日に失効されるものでございまして、今回の改正につきましては本文中の条項の整理に伴うものでございます。なお、7項、8項につきましては、平成21年3月31日までの適用となるため、改正後は削除されるものであります。

それから81ページから82ページにかけまして、第20条の2第2項第2号につきまして、第34条の7の寄付金控除の規定に伴う条項の整理でございます。

それから82ページから84ページにかけまして、第20条の4第2項第2号につきましても、寄付金税額控除の改正に伴う条項の整理によるものでございます。

それから同じく84ページ、第20条の5第2項につきましても、同じく寄付金税額控除に伴う条項の整理でございます。

それから同じく84ページから85ページにかけまして、第21条につきましては、公益法人の固定資産税の減免の申告について、新たに規定するものであります。

以上の内容が専決処分を行ったことでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

**議長**

以上で、議案の内容説明を終わります。

**議長**

これより各議案の質疑に入ります。

日程第7 議案第34号 紀北町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 議長

以上で質疑を終わります。

次に日程第8 議案第35号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

近澤議員。

## 3番 近澤チヅル議員

議案第35号ですね3点、県の福祉医療の変更に伴う条例の改正なんですけれども、よくなった部分と、マイナスになった部分があるかなと思われるんですけれども、幼児医療費のことにつきまして、まず1点目お伺いいたします。

子育て中の皆さんが念願でありました小学校入学前までの通院の無料化が、9月から施行されるということなんですけれども、これに関連しまして、県と同じであれば所得の上限があると思うんですけれども、それについては紀北町として、どのような討議を県とされたのか。

そしてもう1点、皆の子育て中の世代の方の願いは、現物支給というのですか、治療へ行ってそのお金を払ってあとから返ってくるというのが、今の福祉医療制度なんですけれども、皆さんの願いはやはりその場で無料になるような現物支給というのが、たくさんの子育て中の皆さんの願いだと思うんですが、この点についても県としてどのような協議をされたのか、お伺いいたします。

そしてもう1点、今回マイナス点といいますか、入院中の食事の今まで免除になっていた分が住民税非課税世帯も今度からは9月からはかかるということ、さきほど説明がありましたが、19年度この対象者になっておられた方は乳幼児の方、また一人親家庭、そして障害者の方ですか、実際19年度でどれぐらいの方がこの対象で免除されていたのか、お伺いいたします。

議長

谷口住民課長。

谷口房夫住民課長

ご質問にお答えいたします。まず1点目のですね、乳幼児医療にかかる所得制限について、どのように町として考えておられるのかというようなことですが、現行におきましてはですね、町としての考え方は出生時のときにですね、所得制限は設けております。結論から言いますと、その設けているのはですね、県の制度に準じて設けておるということでございます。

それとですね、2点目の現物支給の必要性について、県とどのように協議されたのかということですが、このことにつきましてはですね、県議会の昨年12月7日にですね、県議会の議長のほうですね、町長のほうにアンケート調査の依頼がありまして、そのときの本町のですね回答でございますが、これにつきましては本町といたしましては現物支給をしますとですね、医療費が増える可能性があるということとですね、このことによって国保財政にも影響を与えるということで、ひいては保険庁にも影響が出てくるということからですね、導入すべきではないという回答を本町からはいたしております。

それからですね、3点目の入院時の食事療法にかかる医療費の助成がなくなったということで、それぞれに身障に影響をですね、対象人数と影響額を説明させていただきますと、心身障害者の医療費にかかる分におきましては、19年度実績でございますが268件、金額にしてですね、これがなくなりますことによりまして132万1,000円の減額となります。

それからですね、乳幼児医療費の助成制度でございますが、19年度の実績はございませんでした。すなわち入院される方がいなかったということでございます。

それからですね、一人親家庭の分につきましては、ここの部分についてはですね4件ございまして、マイナス2万円、これなくなることによっての影響額が出てくると、減額になるということで把握しております。以上でございます。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

今、現物支給につきましてもですね、医療費が増える可能性とか、国保にペナルティがかけられるという回答があったんですけども、ペナルティは具体的にはどれぐらいの費用がかかるのかな、もしわかっていればお願いしたいと思います。

そして、この乳幼児医療費が4歳未満から小学校入学前まで9月1日から実施されることで、どれぐらいの金額が予算化されるのかどうか、お伺いいたします。

そして、もう1点の非課税世帯の方でですね、子育て中の方で住民税が非課税という方はいなかったんだと思うんですが、一人親家庭とか障害者の方とか本当に福祉医療費の改善、福祉医療費が変わるということですけども、本当に弱いところの方のこの非課税のところ、非課税世帯というのは、世帯の非課税なんか、個人の非課税なんか、今ちょうど住民税が納税が町からも送られてきておりますが、どういう非課税の世帯の方がこの対象になられたのか、税務課のほうになっていくかもしれないんですけども、お伺いします。

**議長**

谷口住民課長。

**谷口房夫住民課長**

現物支給によりましてですね、ペナルティがあると、その場合の影響額はどうかということにつきましてはですね、まだそこまでの把握はしておりません。積算はしておりません。

それから2点目のですね、乳幼児の医療費拡大によってですね、影響額、すなわち拡大ですので、増額がどのぐらい出てくるのかということですが、額にしてですね262万2,000円ということで積算をしております。

それから3点目のですね、非課税世帯の世帯はどのような世帯かということですね、ちょっとお待ちくださいね。乳幼児でしたか、全部。

**3番 近澤チヅル議員**

いいえ全部、精神障害児、非課税世帯、よろしいですか。1世帯全部が非課税の世帯にかかるのか、一部でも非課税の方がいる場合に、これが対象になるのか、そこのところを詳しくお願いしたいと思います。

**谷口房夫住民課長**

申し訳ありませんが、そこまでちょっと把握しておりませんので、きちっとあとから調べましてですね、答弁させていただきます。

**議長**

近澤チヅル君。

**3番 近澤チヅル議員**

税務課関係になっていくかもしれませんので、またあとからよろしくお伺いします。

最後になりますけれども、262万円の今回の増額になるということですが、今回は補正予算には何も今回6月議会には組み入れられておりませんので、その予算化のほうは、もう今年度の当初予算のほうに組み入れられていたのか、また県議会の中ではですね、今日このことで1億9,000万円ですか予算化、今日の議会に提案されると聞きましたので、紀北町では予算化は具体的にどうなるのか、最後にお尋ねいたします。

**議長**

谷口住民課長。

**谷口房夫住民課長**

お答えいたします。当初予算の編成時におきましてはですね、三重県におきましてもさきほど説明いたしました3点の改正と、個人負担としてのかかった費用のですね、2割負担を含めた制度改正を予定しておりまして、この制度を踏まえましてですね、かつ平成19年度の医療費助成の決算見込みによりまして、当初予算のですね要求をいたしました。

議員の皆さんもご存じのようにですね、県議会との間でですね、2割負担をめぐって議論が交わされておりまして、結果的に2割負担がですね見送られました。この結果につきましては予算の内示、ご提示がございましたので、本町の当初予算におきましてはですね、この制度改正を踏まえた予算編成をいたしております。

ただ、個人負担の2割につきましてはですね、三重県議会での議論の状況からしてですね、導入は難しいのではないかという判断をいたしまして、当初予算には盛り込んでおりませんでした。

そこで、この度の条例改正を行うにあたりましてですね、再度平成19年度の医療費助成の決算が出ましたので、これを基にですね20年度の見込み額を精査したところ、現在の予算の範囲内で収まるという結果が出ましたので、補正予算の提出はいたしませんでした。ご理解願いたいと思います。以上です。

**議長**

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に日程第9 議案第36号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長

以上で質疑を終わります。

次に日程第10 議案第37号 東紀州農業共済事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長

以上で質疑を終わります。

次に日程第11 議案第38号 紀北町地域産物展示販売施設条例を廃止する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

入江康仁君。

#### 11番 入江康仁議員

町長にですね、このお魚らんの条例の廃止に基づいてですね、ちょっとお尋ねいたします。これいろいろとですね問題があって、裁判所の中でですね解決した経緯がありますけど、その中で補償金をですね支払うにあたって、指定管理者である山本和氏と、その業者である山本の奥さんの名前で業者名がなっておると思うんですね。その補償金がまだ払われてないということの中で、ちょっと調べていったら、ある金融機関から止められたと、その中で町がそれに対して供託のような形で今置いてあるという、その町長の考えですね。この条例に対する指定管理者と業者との違い、そこをあなたははっきりと答えていただきたいんですけど、なぜそのような経緯の中で供託が起こったのか、あくまでも指定管理者制度の中の指定管理者と、その中に入っている言うたら島本氏ね、もう一件はこの山本さんの奥さんの名前、何と言ったかな名前、もう1人魚てつさんね、その中でですよ、島本さんのところにも私は異議を申してあるから、これはもう払い終わったのかどうかというのも、ちょっと答弁いただきたい。そのところはようになっておるんですか、それをちょっと説明をお願いいたします。

議長

町長。

奥山始郎町長

その補償金につきましては、山本氏においてはですね、別の債務もありまして、その辺のところをよく法的に勘案した結果、供託するのが適正であるという判断をいたしました結果であります。なお、島本氏に対する支払いについては支払い済みであります。以上。

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

そこのとこの判断ですよ、町長ね。だから法的には指定管理者と業者とはこれ別問題だと思うんですね。例えばわかりやすくすればですよ町長、あなたも商売やっていた。あなたが今現在紀北町の町長です。町長たるもんはやはり利害かねるとか、そういうような企業の社長を務める、また代表取締役を務めることはできませんよね。その中において、ただ今までの形でその片腕になる人の名前とか、よくあるのは奥さんの名前にすることなんですよ。

そのときにいろいろな補償問題とか、そういういろんな今回のような問題があったときはですよ、これは皆切り離しますよ町長。あなたはやはりここの町条例の執行者ですから、水道水源保護条例しかり、あなたはこの条例に対して皆を、紀北町の皆さんをですよ、守らせているんですから、今この専決問題に対してもいろいろな県条例が変わったから、これに伴う条例の改正だとかいろいろ言っていますが、紀北町条例に関してはあなたが執行権を持っているんですよ。

その中で、その債務があったと、町長いいですか、町長、債務があったとしてですよ、あなたはその債務の、町に債務があったのか、どこに債務があったのかこれもわからない。町の債務であればあなたの意見もそれはとおるかもわからないけど、これもまた今、法的な裁判の中に入っているんですか。あなたは何でもその中でですよ、執行権を持っていながら町条例に対してあなたが、ここの何もかもあなたが決裁できるし、執行できるんですよ。それを誤った条例をですねつくっておいて、誤った判断してもらったら困るよ町長。誤った判断をしてもらったら困るというの。

だから、どこに債務があって、どこの債務なのか、町がそこに関与しなければならないのか、そこをきちんとこれ、大きな問題ですから町長、それをきちんとここでちょっと説明して、わかりやすく説明していただきたいと思います。



議長

町長。

奥山始郎町長

債務はさきほども申しあげましたけれども、山本和氏にあったわけなんです、実質的にはですね、名前は奥さんの名前になろうとも、実質債務者としての認識ができるわけなんです。そういうときに、それを超えてですね、その方に山本氏に支払うことは適切ではないという法的な考え方があります。

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

町長、それはあんたおかしいよ。それじゃ指定管理者制度の中で、業者と指定管理者なぜそれ条例の中でやっておるんですか。あくまでも山本和氏は和でしょう。奥さんは奥さんでしょう。そんなら銀行で借り入れするときに、借り入れは山本和氏で、それで奥さんは保証してない何も、そうしたときには奥さんにも及ぶんですか。そうじゃないだろう。あなたはそれを一番よく知っているでしょう。そういう判断の間違いによって、今この紀北町はですよ、いろんな訴訟問題ばかり起きている。

それで、さきほどの答弁の中でもあれしたけど、今はこれはどこのとこまでいっているんですか、訴訟の関係は。町は関与しているんですか。あなたは今言ったように債務は山本和氏と同一人物だと奥さんというけど、そうじゃないでしょう。それだったら仮にですよ、町長、あなたが私でもいいですわ。会社が負債を起こした。いろんな問題があったときに、あなたは関係のない人にですよ、奥さんだ何だというところまであなたのそんなら立場に対してのですよ、皆押さえがきくんですか。そうじゃないでしょう、奥さんの分まで。

やはり支払うべきは、そして問題のある島本さんにはスツと払ってですよ。第三者から要請を受けたことに対して、あなたは判断してこうだと、それではこれちょっとおかしいんじゃないですか、この条例を廃止するにあたって。だったら指定管理者と業者との名前をなぜ違わせたんですか。なぜそんなら違法的なものになるでしょうこれは、今度はあなたは。立場変われば。あなたは自分自身違法を犯しているんじゃないですか。

議長、ここはきちんとしてください。これはもう大きな問題ですから。これの答弁によってこれまた裁判になるかわからん。そのこのとこだけ町長に、指定管理者の中でですよ、指定管理者と業者は別でしょう。そのために指定管理者の中のお魚らんど条例の中で入れておる

んでしょう、業者を。そういう理解をそんなら我々議員はどないように理解したらいいんですか。そこきちんとちょっと答えさせていただきたい。

議長

町長。

奥山始郎町長

山本氏の債務については、町が払うことについて債権者からいろいろな法的な要望等が、処置がされておってですね、町としては指定管理者というよりも、払うべき人は山本さんですから、その方に直接払ってはあとあと問題が残るという判断の結果ですね、供託したわけです。ですから、その辺はトータルで総合的に判断したものですから、間違いはない処置であると思っております。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

議事進行をお願いします。町長、あなたね答弁になっておるかどうかということ自体ね、あなたこの私も議員に対してのね、反論というのはあなた差し控えたほうがいいよ。その中で、だから私は言っておるのは、その業者に対してのね、あなたの判断は間違っている。これ訴訟になったときに、そんなら1つだけ確認しておきます、町長。

あなたはこれでいいというんだったら、このさきまた訴訟になり、裁判になったときもあなたは、その町は第三者の債権者に対してですよ、第三の債権者に対して関与するということまでできますか、このお魚らんの条例で、そこだけ確認しておきます。

議長

町長。

奥山始郎町長

詳しい法律の細部については、専門家にもっと質して勉強しますが、総合的な町の対応といたしましては、供託することが一番ベターであるという認識であります。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

議長、議事進行、ちょっと待ってよ。今さこの大事な法律問題、議長あなたも今の答弁聞いたようにですよ、今から勉強させてもらうどうの問題ではないでしょう、議長。そこはあなたもやっぱりきちんと答えさせなアカンよ。大事な問題だからこれ。条例の問題ですよ。条例に従ってそんならその業者をどのようにしたんだと、そんなら違法なことをやっておると僕は言っているんです。だからそれに対しては指定管理者で山本和氏がなっている。業者として、なぜそんなら奥さんを認めておるの、これ別問題ですよ。そこのところをきちんと答えさせなアカンという、答えてないでしょう。そこを議長きちんとしてくださいよ。

これは私どもこのお魚らんどですよ、町長が当初地方自治法ないし町条例で一銭たりとも払うことはできないんだというおって、結果的に払った経緯があるから私は言ってるんですよ。そこのところしっかり議長、ちょっと問い質してください。これでいいのかどうか。ないんだと、このあとあとの問題がありますから、これは議会として違法的なものではないんだなということだけ、議長から確認とっておいてください。議事進行です。

**議長**

町長、今、入江議員が言ったように、そういうことでよろしいんですか。

---

**議長**

答弁をちょっと整理するため暫時休憩させていただきます。

(午前 11時 31分)

---

**議長**

休憩前に引き続き、再開いたします。

(午後 1時 00分)

---

## 議長

さきほどの入江議員の議事進行について、町長より再度答弁をいただきますので、よろしくご了承願いたいと思います。

町長。

## 奥山始郎町長

入江議員の質疑にお答えいたします。山本雅子氏に国交省が支払った補償金は、お魚らんの移転補償金であります。それで指定管理者の山本和氏さん、それから小山哲央氏は、町にも移転補償金を要求してまいりましたけれども、お魚らんの指定管理者としての契約によってですね、町は支払う義務がないということで、お支払いをいたしませんでした。

それから、指定管理者期間が今年の9月30日に終了いたしまして、その翌日から小山氏、それから山本氏がその場所にですね、占有したわけですね。そのために町としては19年の10月1日に立ち退いていただくために、仮処分申請を津地裁に提出をしたわけであります。そこで5回の審尋がありまして、裁判所から和解勧告がありました。なされまして、結果、小山哲央氏と山本和氏両氏に和解金の支払い命令が出たわけでございます。

そういうわけで、町としては両氏に支払うところでありましたけれども、山本和氏に限って言えば、山本和氏の債権者より催告書が出まして、しかしながら、町としてはその債権者だけに支払うということは、非常に危険が発生することが予測されましたので、法律専門顧問弁護士とも相談の結果、法務局に供託金として預けたと、そういう処置をとったわけであります。

したがって、町としては山本雅子氏に支払う根拠がないと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

## 議長

以上で質疑を終わります。

ここで、さきほど近澤チヅル君の質疑に対し、回答がなかった非課税世帯についての答弁をいただきます。

谷口住民課長。

## 谷口房夫住民課長

それでは、さきほど近澤議員さんから質疑のありました非課税世帯とはどういう世帯を指すのかにつきまして、答弁させていただきます。非課税世帯とは住民票に記載されております全世帯員が非課税となっている世帯を差しまして、世帯のうち1人でも課税となっている

人がいる世帯では、非課税世帯とはなり得ません。以上でございます。

議長

次に日程第12 議案第39号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

岩見議員。

10番 岩見雅夫議員

今の38号の質疑はですね、入江議員の質疑があっただけで、あとないかということについて、お諮りなかったんじゃないですか。ちょっと議事進行、抜けておると思うんですけど。

議長

今、なかったんですけど、前に普通質疑がある場合やと、手を挙げてもらっておりますので、もうないのかなと。

10番 岩見雅夫議員

質疑はありませんかという問いかけはなかったです。

議長

はい、今後気をつけて言っていきます。

39号について、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

これで、各議案に対する質疑を終了いたします。

---

## 日程第13～日程第17

議長

続いて報告案件に入ります。

お諮りいたします。

日程第13から日程第17までの報告5件については、一括して提案説明並びに内容説明を求めることといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## 議長

異議なしと認めます。

したがって、一括して説明を求めることにいたします。

それでは報告5件について、提案説明を一括して求めます。

奥山町長。

## 奥山始郎町長

それでは5件の報告につきまして、ご説明申し上げます。

報告第1号 平成19年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書について

本件につきましては、平成19年度紀北町一般会計補正予算(第5号)におきまして、農林水産業費ではお魚らんど海山の解体事業、土木費では町道古里江の浦線改良事業ほか3事業の合計5事業の繰越をお認めいただきましたが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、本年5月末日をもって総額1億1,718万1,000円を平成20年度に繰り越すものとする繰越計算書を整理いたしましたので、議会に報告するものであります。

報告第2号 平成19年度紀北町一般会計事故繰越し繰越計算書について

であります。平成18年度繰越明許費により平成19年度に繰越した、町道白倉1号線災害復旧事業について、避けがたい事故のため平成19年度に支出が終わらなかったことから、これを翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により準用する第146条第2項の規定により、本年5月末日をもって総額4,200万1,000円を平成20年度に繰り越すものとする繰越計算書を調整いたしましたので、議会に報告するものであります。

報告第3号 平成19年度紀北町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

であります。平成19年度紀北町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)におきまして、紀北町北部簡易水道施設整備事業の繰り越しをお認めいただきましたが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、本年5月末日をもって総額2,000万円を平成20年度に繰り越すものとする繰越計算書を調整いたしましたので、議会に報告するものであります。

報告第4号 平成19年度紀北町水道事業会計予算の繰越使用について

であります。平成19年度紀北町水道事業会計予算におきまして、国道42号拡幅工事に伴う

配水管布設替工事ほか2事業、総額3,026万1,600円を翌年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第5号 財団法人紀北町開発公社の平成19年度決算及び平成20年度事業計画等について

であります。財団法人紀北町開発公社の平成19年度の決算と平成20年度の事業計画等の書類を作成しましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、議会に提出するものであります。

以上、5件の報告につきましてご説明し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明いたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

#### 議長

以上で提案理由の説明を終わります。

続いて、内容説明を求めます。

まず、報告第1号と第2号についての内容説明を求めます。

塩崎財政課長。

#### 塩崎剛尚財政課長

それでは、報告第1号と第2号の説明をさせていただきます。

94ページをお願いいたします。

報告第1号 平成19年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書について

平成19年度紀北町一般会計補正予算(第5号)第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成20年6月10日提出

紀北町長 奥山始郎

それでは95ページをお願いします。

平成19年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、本年3月議会において認めていただいた繰越明許費について、地方自治法施行令に基づき報告するものであります。

第5款農林水産業費、第3項水産業費では、地域産物展示販売施設管理費で、お魚らんど海山の解体事業費として880万円を。

次に、第7款土木費、第2項道路橋りょう費では、町道古里江の浦線改良事業として463万9,000円を。

第7款、第5項都市計画費は、三重県型デカップリング総合支援事業で6,000万円、真谷

線道路改良事業で50万円、高速道路整備関連受託事業で 4,324万 2,000円を、それぞれ繰り越すものであります。

総額で1億 1,718万 1,000円となります。

その財源としましては、既収入特定財源 2,880万円、未収入特別財源として、国県支出金 8,324万 2,000円、地方債 460万円であります。それと一般財源が53万 9,000円であります。

#### 塩崎剛尚財政課長

続きまして、報告第2号の説明をさせていただきます。

96ページをお願いします。

報告第2号 平成19年度紀北町一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法第220条第3項ただし書きの規定により、平成19年度紀北町一般会計予算において、事故繰越しをし、別添事故繰越し繰越計算書のとおり調製したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により準用する第146条第2項の規定により報告する。

平成20年6月10日提出

紀北町長 奥山始郎

97ページをお願いします。

平成19年度紀北町一般会計事故繰越し繰越計算書に基づき、説明させていただきます。

第10款災害復旧費、第3項公共土木施設災害復旧費、国補町道道路災害復旧事業において、工事箇所隣接山林の崩壊という避け難い事故により年度内に支出を終わらなかった町道白倉1号線災害復旧工事にかかるものであります。

繰り越す事業費は 4,200万 1,000円であります。その財源としては国県支出金が 3,443万 2,000円、地方債 370万円、一般財源が 386万 9,000円であります。

以上で、報告第1号、第2号についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### 議長

次に、報告第3号と第4号についての内容説明を求めます。

村島水道課長。

#### 村島成幸水道課長

それでは、報告第3号と第4号を説明させていただきます。

議案書の98ページをお願いいたします。

報告第3号 平成19年度紀北町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について



平成19年度紀北町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成20年6月10日提出

紀北町長 奥山始郎

99ページをお願いいたします。

平成19年度紀北町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

第1款簡易水道事業費、第4項建設改良費、事業名は紀北町北部簡易水道施設整備事業、金額は2,000万円でございます。翌年度へ繰り越す額も同額でございます。

財源は、未収特定財源、その他で高速道路建設事業補償料2,000万円でございます。

この繰り越しは高速道路用地となる馬瀬浄水場の移転工事にかかる調査設計業務委託料で、内容は新しい浄水場の実施設計や、新しく求めます用地の地質調査、既設浄水場の解体設計業務であります。

繰り越しの理由ですけれども、設計内容については国土交通省東紀州事務所を通して、名古屋市にあります中部地方整備局の審査が必要で、その審査に時間を要したためでございます。

#### 村島成幸水道課長

続きまして100ページをお願いいたします。

報告第4号 平成19年度紀北町水道事業会計予算の繰越使用について

平成19年度紀北町水道事業会計予算を別紙繰越計算書のとおり繰越使用するので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

平成20年6月10日提出

紀北町長 奥山始郎

101ページをお願いいたします。

平成19年度紀北町水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

第1款資本的支出、第1項建設改良費、事業名は国道42号拡幅工事に伴う配水管布設替工事、予算計上額は2,000万円でございます。支払義務発生額は263万8,400円で、翌年度繰越額が1,736万1,600円でございます。財源内訳は損益勘定留保資金1,736万1,600円でございます。繰越の理由でございますけれども、国土交通省との協議に時間を要したためであります。元尾鷲ドライブイン前の高速道路工事に関連して行われている国道42号拡幅工事

に関連するもので、現状は新しく新設されました歩道に新しい配水管はすでに布設されておりますが、現在通行しております国道に古い配水管がありますので、今後撤去してこの工事が完成ということになります。

次に、古里・道瀬地区配水池築造工事測量、設計業務委託料ですけれども、予算計上額、1,030万円、支払義務発生額 260万円、翌年度繰越額 770万円、財源内訳は国庫補助金 192万 5,000円、損益勘定留保資金 577万 5,000円です。繰越の理由ですけれども、予定用地変更による新たな用地選定に時間を費やし、測量などができなかったためでありますけれども、新たな土地はすでに山の土地として造成されておりますが、法面が急勾配で、また土地に傾斜があるため施設の設計内容や、工事費の比較に時間を要しております。国庫補助事業のため施設基準がありますので、それに合致したものをということで設計を進めております。

次に、古里・道瀬簡易水道配水池用地購入事業ですけれども、予算計上額は 520万円、翌年度繰越額は 520万円、財源内訳は国庫補助金 130万円、損益勘定留保資金 390万円です。繰越の理由ですけれども、変更による新たな用地選定に時間を費やしたためでありますけれども、さきに説明しました設計業務委託の完成後、配水池用地として適当な土地であれば、土地を鑑定し、買収に入る予定でございます。

合計 3 事業合わせまして、翌年度繰越額は 3,026万 1,600円でございます。

以上、2 件報告いたします。よろしく願いいたします。

## 議長

次に、報告第 5 号についての内容説明を求めます。

中場企画課長。

## 中場幹企画課長

報告第 5 号について、ご説明をさせていただきます。

議案書綴りの 102ページをお願いいたします。

報告第 5 号 財団法人紀北町開発公社の平成19年度決算及び平成20年度事業計画等について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 3 第 2 項の規定により、別冊のとおり財団法人紀北町開発公社の平成19年度決算及び平成20年度事業計画等を提出し報告する。

平成20年 6 月10日提出

紀北町長 奥山始郎

資料の 103ページをご覧いただきたいと思っております。

103ページにつきましては、平成19年度事業報告でございまして、1の事業の概要でございまして、まず、(1)その他固定資産では、公社住宅、小松原でございまして、運営に関してでございます。所有しております住宅6戸につきましては、年間を通じまして、全室入居をいただいております。次に修繕費でございまして、住宅のブレーカースイッチの漏電、トイレの漏水、流し台の満水等の修繕を行いました。また、階段、踊り場に設置しております消火器2器、これが耐用年数を過ぎましたので交換をさせていただきました。

次に、小松原住宅の耐震診断であります。耐震の簡易診断をしていただきまして、その結果は、必要な壁の長さを充足しているということで問題ないという判断をいただいております。

次に、2の理事会等でございまして、平成19年4月26日、19年の12月17日、平成20年の3月25日の3回開催いたしております。内容につきましては、記載のとおりでございます。

次に、104ページ、105ページをご覧ください。これは平成19年度の収支計算書でございます。主なものを決算額のところで説明をさせていただきます。

まず、事業活動収支の部、事業活動収入の主なものといたしましては、住宅の家賃収入でございまして、189万円でございます。これは住宅家賃収入で小松原住宅6戸分の家賃であります。なお、予算額との差、マイナス5万4,000円でございますが、これにつきましては、3月の末日現在の未納分でありまして、入居者からは3月31日に納付はいただいております。ただ、金融機関同士の送金の手続きがありまして、開発公社への入金が4月1日となったため、19年度決算では未収となっております。次に、受取利息の2万5,632円は普通預金の利息であります。雑収入の24万8,140円は、用地の賃貸料でございまして、貸付先につきましては、NTT、中部電力、近畿自動車道紀勢線の工事事務所等でございます。

続きまして、事業活動収入の決算額は合わせますと216万4,172円となります。次に事業活動収支の主なものといたしましては理事会出席者の報酬12万円、小松原住宅消火器更新の3万2,550円、小松原トイレ修繕料で5万4,579円、汐見区の土地清掃委託料が10万4,895円、事業活動収支の決算合計額は37万6,862円であります。このことによりまして、事業活動収支額の決算額は178万7,310円となります。

次に105ページをご覧ください。投資活動収支の部、財務活動収支の部ではございませんでした。このことにより、当期収支差額は178万7,310円となり、前期繰越収支差額1,005万5,539円とあわせた次期繰越収支差額は1,184万2,849円となります。

続きまして、106ページをご覧ください。106ページにつきましては、正味財産増減計算

書でございます。この計算書は対象年度に収入すべきもの、支出すべきもの、すべてを表す計算書でございます。まず、一般正味財産増減の部、当年度の欄の上から5行目でございますが、経常収益計は221万8,172円でございますが、先ほどご説明いたしました104ページの収支計算書の事業活動収入の210万4,172円に、当年度に収入すべきものとして小松原住宅の5万4,000円を合わせたものでございます。続きまして、経営費用の管理費では、104ページの事業活動収支に加え、減価償却費として65万4,697円を計上しております。これにつきましては、小松原住宅の平成19年度分の減価償却を行うものであります。このことによりまして、経常費用計は103万1,559円となり、当期経常増減額は118万6,613円となります。次に2の経常外増減の部では、経常外収益、経常外費用ともございませんでした。このことにより、当期一般正味財産増減額は118万6,613円となり、一般正味財産期首残高が、7,099万382円でありましたので、一般正味財産期末残高は7,217万6,995円となります。これに指定正味財産増減の部の指定正味財産期末残高、基本財産でございますが、2,610万7,100円を加えまして、正味財産期末残高は9,828万4,095円となります。

次に107ページをお願いいたします。107ページにつきましては、貸借対照表の当年度の欄をご覧ください。まず資産の部でございますが、資産の部の1、流動資産は普通預金1,184万2,849円、未収金は先ほどの5万4,000円でございます。この5万4,000円につきましては、先ほどの小松原住宅の未収金でございます。流動資産の合計につきましては、1,189万6,849円となります。2の固定資産基本財産は2,610万7,100円で、その他固定資産は海山区船津の小松原に所有する紀州造林跡地ほかで6,028万146円で、固定資産合計は8,638万7,246円、資産合計は9,828万4,095円となります。

次の負債の部でございますが、負債の部につきましてはございません。

次に正味財産の部では、基本財産であります指定正味財産2,610万7,100円に、一般正味財産7,217万6,995円を加えました、正味財産合計と負債及び正味財産合計は同額の9,828万4,095円となります。

次に108ページをご覧ください。108ページは財産目録であります。

109ページは財務諸表に対する注記でございます。

次に110ページ、111ページはその他固定資産の明細書でございます。平成19年度期末価格合計は表の右下に記載の6,028万146円となっております。

次に112ページ、113ページ、114ページでございますが、これにつきましては、その他固定資産の主なものの位置図でございます。ここでお詫びを申し上げます。本日議長からご

説明いただきましたこの3ページにつきまして、字句の一部に誤りがございまして、訂正をさせていただきます。本当に申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。

次に116ページをお願いいたします。すいません、115ページをご覧ください。115ページにつきましては監査の結果の写しでございます。

続きまして116ページをお願いいたします。116ページからは平成20年度の事業計画に基づくものでございます。平成20年度の事業計画につきましては、公社住宅であります小松原住宅の管理運営に関することとさせていただきます。

続きまして117ページをお願いいたします。平成20年度収入支出予算でございますが、主なものを予算額でご説明をさせていただきます。事業活動収支の部の事業活動収入では、住宅家賃が194万4,000円、雑収入といたしまして、土地利用料ほか23万4,000円、これは近畿自動車線紀勢線工事に伴う海山区杉野の用地の貸付代等でございます。

事業活動収入の合計は218万円で、昨年と同額となっております。次に事業活動支出では、消耗什器備品費といたしまして、火災報知機設置代金5万円を計上いたしております。既存住宅への火災報知機の設置が義務づけられましたので、予算化をさせていただきます。既に5月に設置をさせていただきます。

中程の修繕料50万円につきましては、小松原住宅の修繕料であります。用地管理費10万円は公社が所有する土地の管理費でございます。事業活動支出合計は119万円となり、昨年度と比較しますと、マイナスの1万3,000円となっております。このことから事業活動収支差額は99万円となり、昨年度と比較し1万3,000円の増額となっております。

次に、投資活動収支の部でございますが、現在のところ土地などの売却の予定がございませんので、予算には計上いたしてございません。次に財務活動収支の部でございますが、借入金がございませんので、予算は計上してございません。

次に、予備費といたしましては30万円計上いたしております。このことによりまして、当期収支差額は69万円となり、平成19年度から繰越差額であります前期繰越収支差額1,188万9,449円とあわせ、次期繰越収支差額は1,257万9,449円となります。次に118ページをご覧ください。118ページは正味財産増減計算書でございます。当年度の欄をご覧ください。一般正味財産増減の部の経常収益計は、昨年と同額の218万円でございます。経常費用は前ページの平成20年度収入収支予算に小松原住宅の減価償却費65万4,697円をあわせたもので、経常費用計は214万4,697円となります。当期経常増減額は3万5,303円となります。経常外増減の部はございません。一般正味財産期首残高は7,216万9,595円で、一般正味財産期

末残高は 7,220万 4,898円となります。指定正味財産増減の部の指定正味財産期末残高は、2,610万 7,100円でございます、正味財産期末残高は 9,831万 1,998円となります。

次に 119ページは貸借対照表でございます。当年度の欄をご覧ください。資産の部の流動資産の普通預金は 1,257万 9,449円でございます。固定資産の基本財産は 2,610万 7,100円でございます。その他固定資産の合計は 5,962万 5,449円で、資産の合計は 9,831万 1,998円といたしております。また負債の部でございますが、負債の部につきましては、借入金はございませんので、計上はいたしてございません。このことから、負債及び正味財産合計は 9,831万 1,998円となります。

次に、120ページは財産目録でございます。121ページは財務諸表に対する注記でございます。122ページから 123ページはその他固定資産の明細書でございます。平成20年度末の期末価格は 5,962万 5,449円とさせていただきます。

以上でご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

**議長**

以上で説明を終わります。

---

## 日程第13

**議長**

これより、報告に対する質疑を行います。

日程第13 報告第1号 平成19年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

## 日程第14

議長

日程第14 報告第2号 平成19年度紀北町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

---

## 日程第15

議長

次に、日程第15 報告第3号 平成19年度紀北町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

---

## 日程第16

議長

次に、日程第16 報告第4号 平成19年度紀北町水道事業会計予算の繰越使用についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

入江康仁君。

#### 11番 入江康仁議員

先ほどの説明のなかで、繰越になった理由の説明がございましたけど、その予定用地変更による新たな用地選定に時間を費やし、測量等ができなかったためという、資本的支出、1款ですね、1款1項の建設改良費 1,030万、その下の 520万円、これは予定地変更ということは、どのような計画のもとにあったですか、ちょっとこれ把握してないんで、当初どこの計画がどのようなとこの用地に変更したのか、ちょっと説明をお願いします。

#### 議長

村島水道課長。

#### 村島成幸水道課長

説明をさせていただきます。まず古里道瀬地区配水池の築造工事業なんでございますけれども、これは紀伊長島区の上水道と古里道瀬簡易水道を、これをつないでですね、上水道といたしたいということでございます。

で、この土地でございますけれども、海野峠あるいはあるいは古里の間の山の上ですね、配水池を設置して、その配水池から古里、道瀬方面に給水をしたいという計画でおります。その当初計画した配水池の用地は、一石峠といいますか、熊野古道にちょうど沿っております。景観がどうかというような意見も、町民の方からいただきました。いろいろ検討した結果、それから約50mほど海野よりのところに、用地を選定して、現在用地測量を終わり、いま実施設計にかかっているところでございます。そういう途中でございます。

海野と古里の間の峠のところに設置しようとする配水池でございます。以上です。

#### 議長

入江議員。

#### 11番 入江康仁議員

これに関しては私、3月議会で町長にちょっと位置がおかしいんじゃないかということの説明のなかで、町長は私の質問に対してですね、あんた何を根拠に言ってんだと、これはこういうことによることによって、安くできるんだと。あんた計算したことあるかという、逆



質問を僕やられてですね、戸惑ったところもあるんだけど、議長もよく聞いていたと思うんですね。これのまあ言うたら逆質問等に対しても、ちょっと問題あるとしてでもですよ、これはもう別においてですね、その時に私はそれだったら設計当初から、皆持ってきてくださいと。議員、私は議員の自費でやれということかということの中で、議会のこの制度に対してちょっとおかしい感覚を持ったわけですけど、要はその本題の中においてですね、一石峠のところから、この位置はもっと山の手になって、実際見てみると、その遠くなるわけですね。要は海側のほうへ向いて近づいている。ただ私はあの言いたいのは、それだったら町長何故だと、あんたは町長はこの紀北町のトップである以上ね、今までの水道事業をつないでとるのは、把握しとるはずですよ。

私が以前しとった十何年前になるかな、私が議員しとった時にですよ、これ江の浦トンネルていうとこのトンネルが位置をちょっといろいろな事故があつてですね、問題になった。しかしその時に、将来の古里、道瀬に関する上水道を設置するべき本管が通ってるんですよ。だったら、古里と道瀬のあの、この上水道のするためになったら、通常ですよ、これはそこの山から海野のほうのずうっと左へいくわけですよ。出た、出てから、今の建設用地を聞いてみるとですね、海のほうへいくわけですよ。貯水タンクはですね、ただこれをただ道沿いに真っ直ぐもってって、当然道瀬、古里にするんだったら、今の国道42号線のある道瀬のあのトンネルの上ぐらいのあの山にですよ、当然タンクをつくれれば、圧も水道の圧もですね、道瀬も古里もきちっといくと思うんですよ。

そして、距離的にも短くなる。何故この大回りしていったんですよ、真っ直ぐいけるものをいったん海側にずうっともってってですよ、当然そのもっていく以上はその距離に関しての配管工事、いろんなもんがあります。

そして、ちょっと聞くとタンクもその用地にあわせてつくらんなんもんで、丸い貯水タンクじゃなくて、四角い長方形のようなもんだということも、ちょっと聞いた。これはちょっとおかしいんじゃないかと、だから私は町長に言いたいのは、あのいいですよ、町長は安いっていうんだから、安いんだったら、それでいいです。しかし、私が今言つとるような計画でやれば、安くもつとると思うんですよ。

そして安い方をとるんだったら、私はもう自費でも構いませんから、町長も議会で言つとるんだから、設計図書からあれを皆持ってきてきなさい。私、計算してですね、あの専門業者と設計も頼んで、自費でやります。それで町がやった設計見積りと比べます。その場合は町長、安い方をあなた選択するんですね。そこの確認をちょっと取っておきます。

だからこのおかしな工事のやり方になっとる。これ大回りしてですよ、何故そこまでせんなんかと、だいたいトンネル口から1キロぐらいはあるんじゃないですか、このあれまで。それが一旦ですね、左へ逸れるんですよ、海の方へ。道瀬、古里へいかなくて、海野のほうへ、海のほうへ逸れるんですよ。これだったら、江の浦へ向いて本管をやってるですね、意味もなんにもない。それは町長、あなたもこの紀北町の町長、トップとしてですね、そういうことぐらいは把握しとったら、当然こんな設計にならなかったと思うんですよ。

そこのところを町長さん、しっかり答弁願えますか。

議長

町長。

奥山始郎町長

まあ私もなかなか価格的な根拠というものは、申し上げることは難しいかと思えますけれども、水道職員それから技術の担当も、いろいろ検討した結果、現在のやり方が非常にベターであるということ。それからもう一つは、一朝事故があった時にですね、どこにでも中ノ島あるいは海野区、それから長島地区へ給水すること、あるいはそれを迂回してする方法も勘案の上で、そこに決定したものとお答えさせていただきます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

11番 入江康仁議員

議事進行。私のそしてその設計図書に対しての、前回3月議会でやったことの答弁もいただいてないので、そしてそやね、議事進行ですから、直ぐ答えさせていただきます。

議長

答弁漏れについて、町長。

奥山始郎町長

今お答えしたように、一番いい方法を我々がとったということですが、その内容については、水道課長にお答えさせます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

11番 入江康仁議員

議長、議事進行。いやそのね、町長。内容はいいですよ、しかし3月議会にあなたが私に言った設計図書からの見積り、あなたやったんですかということに関しては、そこはどうですか。私はそこは担当課長では答えられないと思うんですけど、町長。あなたが私に言ったことですから、だからその設計図書とあれは私に渡すように指示してくれるんですよ、そこ

をきちんと答弁させてください。

議長

町長。

奥山始郎町長

これは私の責任において、その水道事業を進めておりまして、これも自治体として国庫補助も受けておることですから、こちらの方で決めたことが、そのまま進むべきであると思いますので、ご理解をいただきたい。

11番 入江康仁議員

違う違う、そういう意味じゃないとひとつ、自分のあんた言うたことに対して、答えてくださいよ。自治体どうか、議長、議事進行いいですか。ちゃんと議長、ちょっと説明したってください。

あなたが自治体とはそんなもんは関係ないんですよ。あなたは私は当初予算でこの質問した時ですよ、町長。3月議会の時だから、ようちょっと覚えておいてくださいよ。あなたも興奮して、あなたは何を根拠にこういう質問するんだと、これは私は安くできるって積算したんだよと。それに対して、それで僕はあなたに対してそうですかと、そんなら議員は独自で調査したり積算せなあかんのかなということで、答弁やっとなですよ、あなたに。

だから今回、私もそれを言われたことに関しては、責任がありますから別に調査費やあんなんを出してくれと言わない、自費でやるから町が出した設計図書と、それを私も積算させていただきますということなんです。そして今言うたように、道路を真っ直ぐした、あなたは町長ですから、いかに安くするかということがあなたの責務だと思うんですよ。そういう古里の江の浦トンネルまでに本管が将来のこれ大内町長の時、将来をみならって道瀬、古里にもってくための上水道の配管をあそこにもうつくってあるんですよ。それをまっすぐ道瀬の古里をするんだったら、道瀬、古里の国道のあの山の上か、そちらが当然でしょうと。何故これを左、左の方へずっともってかんなんのかというようなことのあなたが、僕が質問しとるわけですよ。

だからその設計図書に対して私に出させますって言うんだったら、私は納得するんですよ。あなたは私に何が根拠でそういうこと言うんだって、あなた言ったじゃないですか。何をどういうふうに積算しとるんやって、積算する資料も何も僕はないんですよ。議会というのは町長あなたの出してきたもんに審議するもんだと思ったら、あなたの考えは違った。私らにも責務あるような答弁したから、私はここを言ってるんですよ。

だから私もしますよ、それはあなたが言うんだったら義務として、しかしそれを設計図書を出してもらわな出来ないですから、この積算は。そこを言っとんのです。だから担当課にこれから建設、水道課、みなこれから水道が設計して、建設のほうで積算が建設のほうでやるんじゃないですか。いろんなシステムがあると思いますけど、その当初のものを私に出せということを、ここで担当課に指示したってください。そやなかったら、担当課に指示したってくださいよ。そやなきゃ担当課としてはできないですから、町長。

それを担当課の動きやすいようにしたってくださいと言うと、だから私は自費で積算しますということなんです。そこのところを答弁、議長ちゃんと、これ3月議会であったでしょう、議長あったでしょう、それに対する私は答弁を求めとるんです。

**議長**

町長。

**奥山始郎町長**

議員は3月の議会で、こちらの道瀬へ貯水池をしたほうが良いということをおっしゃった。

**11番 入江康仁議員**

いや道瀬って言うたらへん。

**奥山始郎町長**

言うたやないかな。言うたからあなたは調べたんですかと、私は聞いたんです。ところが我々としては海野峠へおいたほうがベターであるという判断をしたということなんで、もうそれについては比較しなくてもいいと思います。比較して、自費でもするて言うてるでしょう。

**11番 入江康仁議員**

いやいや、議長、ちょっとちゃんと説明したって。

**議長**

設計資料を出すか出さんか、はっきり言うたらええだけと違う。

**11番 入江康仁議員**

ちょっと議長、3月の議事録とれる。

議長、もしあれやったら議事録を見てもろたら、大概わかると思います。

**議長**

そやけど、入江議員一応3月で議決いただいとるんで、3月で皆さん議決いただいとると思うんです、これ繰越明許なんだから。そういうことやもんで。

11番 入江康仁議員

3月で何って。繰越明許のことに関してはな。

議長

そやもんで今日はその報告っていうことやもんで、その辺でちょっと理解して欲しいと思うんですけども、よろしく頼みます。

11番 入江康仁議員

まあ議長、もう1回残っとるけどな、いやいや議長。ほやけどもな、議長いいですか。

そやけど私が言っとんのは、この明許費の繰越もそうだけど、当然これ用地の選定になって繰り越したつうから、意味的には私は質問したわけですから、だからその時に町長は何をあんた根拠に、それを言うんだと。これは一番安いんだよと、あんた計算しとるんかていうようなことを言うとするから、私はこれを選定するに対して、いいよこれはもういいんだけど、これについては。それに対しての答弁をくださいということを、きちんとだからこれからこれ始まろうとするんだから、いいですか。これから明許繰越はその時になってやる、今年度からやることになるんですから、設計図書といま言わなあかんわけですよ。ねっ、事業が今から始まるんですから、だからそれに対しての町長の答弁したことの責任、言葉の責任として、きちんと議員の言うたことは、これは皆見てますから、それに対してはきちんとそれを明快な答弁をくださいと。

それで担当課に対しては動きやすいように指示したってくださいって、だから私が言ったように、設計図書からそんな、僕が計算できるようなもん出してもらったらいいんですよ、一緒に。ただそれだけです。それをせな町長が私に対してですよ、本当に議会つうもんは町長がこれはこういうことで幾らになって、こうなったからこうだと、それに対して私らに不信なとこがないか、これでいいかって質問に対して、いやそれはこうでしたと答えるのが、これが議会なんですよ。

しかし逆質問でこないして計算もできないような、できないようなしとらへんやろというようなことを言ったから、私はこれはきちんとしてかないかん。そうでしょう、これは議員に責務を負わしたような答弁だったから、私はきちんとしてせえよと、私はそやけど自費でやると言っとるんです。町費は使わない。ね、そして安かったらいいんだっていうんやったら、私のやった積算が安かったら入札もないよと。こっちの方が安いよと、これが町長との答弁の合意になるわな。また町民も安くできたんやったら喜ぶですよ。

だからそのとこをきちんと町長の答弁、言葉の責任をきちんととっていただきたいとい

うこと。これは今までの何もその言葉の責任つう重要性は、町長わからんから。この辺できちっとね、一回区切りをつけやなあかんと思とるで、僕はきつく言うんですよ。そこのところを十分答弁させてください。この繰越は3月に認めた、どうやとかないんです、町長の答弁に対してこの明許費の認めたことはいいですよ、それは。

しかしこれから事業になろうとしとる時に、設計図書を後からやったら遅いんですよ。だから今出すように言ってくださいということや。

---

議長

その場でちょっと暫時休憩をお願いします。

(自席で暫時休憩)

---

議長

再開いたします。

---

議長

町長。

奥山始郎町長

あのね、議員の言っていることは、私が逆質問したっていうことは、あなたは突いておられるんですね。

ところがあれは、あなたがこちらのほうが安いやないかというから、あんた計算したんかって聞いたことが逆質問であつたら、私はそのことについてはお詫びします。それしかないじゃないですか、もうこれは議会で認めてもうた事業で、設計へ入っとるんですから、もうそのあなたが比較するとか、そういう手間をしなくても、もう結構ですと。私が責任をもってこの事業を進めますと、そのように申し上げております。ご理解ください。

議長

今ので3回です。その前は議事進行で。

11番 入江康仁議員

そやけど、今のでお詫びやったら、わしはこれですんのやったら納得できんで、それは。

議長

もう1回あるやろということで、最後を手をあげられたので、3回は3回です。

11番 入江康仁議員

今のはそやけど答弁になっとらんやないかな、それは。いやいや答弁やったらな議長、答弁で謝るつうんやったら、私が納得するような謝り方してもらわな、謝りにならんやろ、当然そやろ、それは。一方的に謝ります、議会質問終わりだって、それはないですよ、議長。違う、だからそれに対しての一言の私はこれ以上は延ばさんようにするけど、一言ぐらいはあなたも止めるばっかじゃない、やっぱり。

そやなけりゃ、あんた謝り、何を謝っとんのやろ、私の意図はまだ違うとこにあんのやったら、意味違うよ。そやで町長は今言ったのは、町長あの時にあんた安いんだったら、こっちのほうが安いていうようなことを言ったよね、町長、今。そうじゃない、あんたはどうして計算したんだ、積算したんだって言ったから、そこにいっとんですよ。ただ安いのはこっちということではないんです。そこまで言っとるか議事録を見たらわかるよ、町長。それで。

議長

これで最終的な町長の答弁とさせていただきますので、よろしく頼みます。

ご理解願いたいと思います。

11番 入江康仁議員

答弁で謝って済むかどうかというのは、私は納得せなあかんやねえか。

議長

その辺がご理解願いたいと思います。

奥山始郎町長

納得してもらいたいと思って言うてるんですよ。

11番 入江康仁議員

そやけどあんた、その謝る姿勢じゃない、あなた。

奥山始郎町長

いやいやいや、姿勢ですよ。

11番 入江康仁議員

対抗意識やで、あんた。ちょっと襟もなおさない。

議長

ちょっと私語はやめてください。

奥山始郎町長

どうも時間を取らせまして申し訳ありません。私の逆質問については、改めて認識を深め

てですね、今後そのようなことはないようにいたしますので、ご理解をいただきたい。

11番 入江康仁議員

わかりました。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

北村議員。

6番 北村博司議員

議事進行、この反問というのは大変重大なことなんで、議会の基本的な運営に係わる問題なんで、現在のところ特定の自治体議会で認めてるところもあります、反問権を。確か北海道の何とか町だったと思いますが、それがニュースになるぐらい、極めて先駆的な、もし反問権を認めるか認めんかということは、議会のこれたぶん条例、会議規則に係わってくると思うんで、たぶん改正もせんなんでしょうし、これが反問であると、議員の質問に対する反問であると見なした時は、異論が出る以前に議長のほうで制止するなり、その場その場でやっぱり議長のほうで判断してください。反問権ていうのは、きちんと認めるか認めないかということもありますから、いかがですか。

議長

以後気をつけて行っていきたいと思います。

他に質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

---

## 日程第17

議長

次に、日程第17 報告第5号 財団法人紀北町開発公社の平成19年度の決算及び平成20年度事業計画等についてを議題といたします。

質疑を行います。



質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

これで報告案件に対する質疑は全て終了いたします。

ただいまの報告5件については、聞き置くこととし、これで報告事件については終了いたします。

---

## 日程第18

**議長**

次に、日程第18 請願・陳情案件を議題といたします。

請願・陳情案件についてはお手元に配布のとおり、ここに3件受理することとし、別紙請願・陳情文書表を朗読させ、説明に代えさせていただきます。

**中野直文議会議務局長**

(請願・陳情文書表の朗読)

**議長**

以上で請願・陳情案件の説明を終わります。

お諮りいたします。

請願・陳情案件については、質疑を省略し委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

異議なしと認め、省略することにいたします。

**議長**

以上で、今回提案された案件についての質疑はすべて終了いたしました。

議長

ここで委員会付託表の配布をいたさせます。

(委員会付託表の配布)

議長

配布漏れはございませんか。

よろしいですか。

それでは、本日、議案となっております各案件については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表のとおり、担当委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、各議案について、別紙委員会付託表のとおり各常任委員会に付託することに決定いたしました。

なお、各常任委員会の開催日につきましては、明日の6月11日、総務財政常任委員会、1時30分から。それから教育民生常任委員会、9時30分から。それから6月12日、産業建設常任委員会、9時30分からとなっております。それで6月13日は予備日となっておりますので、よろしく願いいたします。

各委員会の委員長において、取り計らいくださるようお願い申し上げます。

---

議長

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

どうもご苦勞様でございました。

(午後 2時 11分)

---

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 20年 9月 10日

紀北町議会議長 世古勝彦

紀北町議会議員 平野倅規

紀北町議会議員 岩見雅夫